

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 19 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600220 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600076 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 40 年 7 月 7 日から同年 6 月 28 日に訂正し、同年同月の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

昭和 40 年 6 月 28 日から同年 7 月 7 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 40 年 6 月 28 日から同年 7 月 7 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 6 月 28 日から同年 7 月 7 日まで

私は、C 社から、同社の全額出資の子会社である A 社 B 工場への出向を命ぜられ異動したが、請求期間の年金記録が空白になっている。

請求期間については、継続して勤務していたので年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社が提出した請求者の A 社 B 工場に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書、同社の回答及び請求期間における C 社又は A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答から、請求者は、当該期間において、A 社 B 工場に継続して勤務し、昭和 40 年 6 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

なお、異動日については、前述の失業保険被保険者資格取得確認通知書において、資格取得年月日が昭和 40 年 6 月 28 日、備考欄に「C 社より出向勤務」と記載されていることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書（資格取得年月日は昭和 40 年 7 月 7 日、標準報酬月額は 30 千円と記載）から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、昭和 40 年 6 月 28 日から同年 7 月 7 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書における資格取得年月日が昭和 40 年 7 月 7 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 40 年 6 月 28 日から同年 7 月 7 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600224 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600077 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 工場 (以下「請求事業所」という。) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
私は、請求事業所の正社員として、昭和 55 年 3 月末まで勤務していたので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 55 年 2 月 16 日と記録されているところ、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の請求事業所における離職年月日は同年同月 15 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

また、企業年金連合会が提出した請求者の C 厚生年金基金加入員記録が記録されている中脱記録照会 (回答) によると、請求者の同厚生年金基金加入員資格の喪失年月日は、昭和 55 年 2 月 16 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致する。

さらに、A 社が提出した給与明細表及び厚生年金保険被保険者簿によると、請求者の退職年月日は昭和 55 年 2 月 15 日、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年同月 16 日と記録されていることが確認でき、これらの記録は前述の記録と一致する。

加えて、A 社は請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出は行っていないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。